甲府市新様式についての続報

前回3月に確認した内容と集団指導での指導内容に差異があった為再度確認しました。

新様式について

甲府市の方で再度山梨県とも確認し以下のように取り扱うそうです。

第１表　居宅サービス計画

これは、ケアプラン全体に対しての利用者の承諾、承認が必要となります。

ケアプランを説明していただき承認が得られた後、利用者による署名が必要です。日時も記入お願いいたします。

第6表について

月の利用計画を利用者に説明同意するものになります。

新様式では確認欄が消失していますので場所はどこでも結構ですので署名又は印鑑をお願いします。

現在、紙媒体で作成している事業所もあれば電子媒体での保管の事業所もあります。署名や電子署名等での対応をお願いししたい。

署名についての考え方・・・ご自分での署名ができない方については家族の代筆も可能です。独居で自分で書けない方については、プランなどを読んだりして本人が同意をしていることを確認してケアマネジャーが本人の目の前で代筆も可能と考えます。その際は代筆理由も明記お願いします。

上記甲府市給付担当島田課長補佐より聞き取り内容（R7.6.12）

報告者　　宮下　貴文